

平成30年度 教員授業見学実施要領

1. 目的

本学（看護学部）における授業改善のためのFDの一環として教員による授業見学を実施する。授業見学を行うことで教員が自らの授業改善に役立てることを目的とする。本学の専任教員は年1回以上の授業見学を行う。

2. 授業見学対象科目

教員個々の興味・関心に基づいて見学したい科目があれば、講義・演習・実習を問わず、その科目担当者の了解を得て見学をすることができる。

3. 授業見学までの手順

授業見学を希望する教員は、個別に科目担当者に連絡を取り見学の了解を得る。

4. 授業見学時

授業見学が行われる場合、授業科目担当教員は、授業開始時に学生に対して説明する（なお、年度初めのガイダンスにおける授業評価説明時に教員授業見学について看護学部の全学年の学生に説明しておく）。

授業見学を行う教員は、授業運営に影響が出ないように配慮する。

5. 授業見学終了後

授業見学を行った教員は、授業の感想等をリフレクションペーパー（別紙）に書き、原則、1週間以内に授業科目担当教員に渡す。また、できれば相互に意見交換することが望ましい。

さらに、FD・SD委員会が教員授業見学の実施状況を把握し授業改善の資料とするため、授業見学を行った教員は上記リフレクションペーパーのコピーをFD・SD委員会に提出する（レポート提出ボックス）。